

○北海道公安委員会審査請求手続規則

北海道公安委員会規則第4号

平成28年3月29日

改正 令和3年3月19日公安委員会規則第4号

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（総代の互選の命令の方式等）

第3条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、別記第1号様式の総代互選命令書により行うものとする。

2 審査庁（法に規定する審査庁としての北海道公安委員会をいう。以下同じ。）は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、別記第2号様式の総代選出（解任）通知書によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知等）

第4条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、別記第3号様式の参加人参加許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、別記第4号様式の参加人参加要求書により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、別記第5号様式の参加人参加（参加取下）通知書によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第5条 法第23条の規定による補正の命令は、別記第6号様式の補正命令書により行うものとする。

（執行停止の通知の方式）

第6条 審査庁は、法第25条第2項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、別記第7号様式の執行停止（不停止）決定書によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第7条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、別記第8号様式の執行停止取消書によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第8条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第24条第2項において同じ。）に対し、別記第9号様式の審査請求取下げ通知書によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記第10号様式の還付請求書と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第9条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、別記第11号様式の弁明書提出要求書により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第10条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、別記第12号様式の反論書等提出期限設定通知書によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、別記第13号様式の口頭意見陳述通知書により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、別記第14号様式の補佐人同伴出頭許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第13条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、別記第15号様式の証拠書類等提出期限通知書によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第16号様式の物件提出決定書によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、別記第17号様式の物件提出要求書により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第15条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記第18号様式の提出物目録を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第8条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第16条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、別記第19号様式の提出物受領通知書によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第17条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第20号様式の参考人陳述（鑑定）決定書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、別記第21号様式の参考人陳述（鑑定）要求書により行うものとする。

3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第18条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第22号様式の検証決定書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、別記第23号様式の検証通知書により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所

(4) 検証の結果

4 第14条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第24号様式の質問決定書によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、別記第25号様式の質問通知書によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、別記第26号様式の審理手続の申立てに関する意見聴取通知書によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、別記第27号様式の審理手続決定(変更)通知書により行うものとする。

3 第11条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第21条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、別記第28号様式の提出書類閲覧等に関する意見書提出要求書により意見書の提出を求めて行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、別記第29号様式の提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

3 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付を受けようとする審査請求人又は参加人は、別記第30号様式の提出書類等交付請求書に行政不服審査法施行条例(平成28年北海道条例第9号)第3条で定める手数料の額に相当する額の収入証紙を貼付し、これを審査庁に提出しなければならない。

4 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第14条第2項の規定により読み替えて適用する同令第14条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(手続の併合又は分離の通知)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審査手続を分離したときは、審理関係人に対し、別記第31号様式の手続併合(分離)通知書によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理

手続を終結した旨の通知は、別記第32号様式の審理手続終結通知書により行うものとする。
(裁決書の謄本の送達的方式等)

第24条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に別記第33号様式の裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、別記第34号様式の公示送達通知書によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第25条 第8条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

(細目)

第26条 この規則の施行に関し必要な細目的事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則 (平成28年3月29日公安委員会規則第4号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた処分その他の行為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月19日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

※ 別記様式省略

